

保有利得の認識の可能性について

山 下 訓

I. 問題提起

1. 発生主義会計の位置付け

日本では80年代後半において土地および株式の価格が著しく上昇したため、個別価格の変動に伴う利得もしくは損益、すなわち保有利得を認識するかどうかは制度としての会計において重要な問題となってきた。しかしながら、取得原価主義会計の位置付けについてはさまざまな議論があるものの、制度としての会計が実現基準・実現概念と密接に結付けた取得原価主義会計という形をとっているため、今日の制度では保有損益は認識されていない。この取得原価主義会計が今日の制度において採用される理由のひとつとして、第三者との取引によって得られた取引価格の客観性の重視があげられている。そのため、取得原価主義会計においては、企業の経済活動の業績を測定するにあたり、資産の含み益を否定し、交換を中心とした財貨用役の取引に基づくことが求められている。

しかし、保有利得の問題は個別価格の変動に関する問題という面だけでなく、先物・オプション等の新金融商品取引に見られる、時間要素を含んだ取引に関する側面も有している。今日の会計の根本にある発生主義会計

の理念に立つと、ただし、この発生主義会計の位置付けについても議論が分かれているものの、認識できるものは、発生主義会計の枠組みを逸脱しない限りは極力認識すべきであるとしている。その意味では保有利得の問題はまさに発生主義会計の問題であるといえよう。

すなわち、制度としての会計においては取得原価主義会計という形をとっているため、それを包括する発生主義会計は、棚卸資産や設備資産に関する含み益をどう評価するかという問題を抱えているのである。特に土地や有価証券といった非償却性資産におけるいわゆる含み益が企業内に留保されるため、重要な問題となってきた。これは、今日採用されている取得原価主義会計において、これらの含み益をどのように認識するという問題であり、いいかえると、どこまで収益認識の拡大を導入できるかという問題である。

そこで、この問題を検討するにあたり、ここでは、まず保有損益の認識を提唱している醍醐教授の見解を取り上げ、その議論の展開を検討し、次に AAA1957 年会計基準の後に登場し、経済学上の利益概念である機会原価に注目して、それをカレント原価会計（再調達原価会計）という形で会計に導入しているエドワーズ＝ベル教授の「経営利潤」を検討することにする（以下、敬称略）。

また、いわゆる実現概念における客観性の問題は保有利得の認識にとって重要な問題であるが、客観性の議論自体はあくまでも保有利得の認識要件の議論であるため、ここでは扱わない。更に、問題があまりにも拡散しすぎるため、ここでは新金融商品取引については直接取り上げることはしない。

2. 有価証券時価評価論

有価証券時価評価論の代表的論者のひとりである醍醐は次のように現状を分析されている。我が国においては、近年、資産蓄積が所得を上回るテンポで増加するという経済のストック化ともいえるべき現象が急速に進展

し、その結果、土地と株式の価格が上昇し、膨大な含み資産が生じた。そのため、このような経済のストック化現象は土地や株式の有無によって、資産蓄積に格差を生じせしめたのである。醍醐はかかる経済のストック化現象に伴う資産格差に注目し、それに伴って生じる含み益が未実現利得であるという理由から分配可能利益に含めない取得原価主義会計は、所得分配において不公平を生じさせていると主張されている（注1）。

醍醐は「可処分利益への有価証券保有利得の計入」（会計1988. 9）において、有価証券の保有利得を計上した時点で認識すべきであると主張されている。その論文では、保有利得の計上において障壁になるものとして、貨幣資産に裏付けられた「分配適状」なものに限られるべきであるという「分配適状利益論」を展開されている。

「企業会計上で保有利得の計上適状性が分配適状性に照らして問題とされる場合、そこで意図されているのは、発生基準、またはアメリカ会計学会の一九五七年版会計基準で提唱されたような発生をも包摂する拡張された実現基準での収益（または利益）計上が保有利得の計上にまで及ぶのを食い止めることにあったことは間違いないが、当の保有利得が期末現在で『未実現』（『分配不適状』）となっているのは、正常な客観的事実（例えば、有形固定資産の目的使用）によるのか、それとも、企業の裁量（増価資産の保有持続）によるのかといったことまでは問われなかった。しかし、少なくとも、有価証券（さらに限定すれば一時所有の市場性ある有価証券）に生じた保有利得は、客観的事実からみれば随時、換金可能な経済的成果でありながら、保有主体が将来のリスクに対するバッファーとしてそれを留保することを選好し、実現を見合わせている利得にほかならない。」（注2）

すなわち、1957年会計基準の実現概念に基づく収益認識基準では、分配可能利益の確保ができないという議論が通常なされているため、1957年会計基準の実現概念の拡張は否定的見解が多かった。しかし、そのため、いつでも換金可能な一時所有の市場性ある有価証券については分配可能な利益

の範囲の裁量を企業に認めているという点を指摘されている。

そして、こうした企業の保有利得留保選好に対して、次のように批判されている。

「会計の論理からしても、保有主体が自己の裁量で換金を手控えている状態の保有利得についてまで、外見だけから、『分配不適状』、したがって、『利益計上不適状』と解したのでは、利益測定の客観性は形骸と化することにならないであろうか。むしろ、自らの裁量で随時、合理的に見積りが可能な価額で換金しうる程度に増価資産が支配、管理されている客観的事実が成立しているとき、当の増価は分配適状とみなして、それを可処分利益に算入する旨定めるのが適切ではないであろうか。」(注3)

すなわち、実現基準は、いつでも換金可能な有価証券の保有利得の実現を企業にいたずらに委ねているだけであると批判されている。その意味から有価証券の保有利得を認識して計上すべきであるとされている。このような指摘には筆者もまったく同感である。

しかし、醍醐は保有利得を認識して計上するだけでなく、可処分所得に算入して投資資金拠出者に還元すべきであると主張されている。醍醐は有価証券を保有している投資資金拠出者だけでなく、より広い資金拠出者を想定されている。

「昨今、含み資産株という用語があらわれていることからもうかがえるように、資産の保有利得は、たとえそれを含み益として簿外にとどめても、その所在がなんらかの情報ルートを通じて証券市場で衆知される限り、株価に反映されるはずである。とすれば、持分証券所有者は資産(ここでは有価証券)の保有利得をかりにインカム・ゲイン(配当所得)として取得しなくても、それにほぼ匹敵するキャピタル・ゲイン(譲渡所得)を収得できるはずであるから、会計上での資産の評価基準は保有利得の配分に関しては中立的であると。

けれども、こうした反論は、(株価がどの程度精確に含み益を反映して上昇するかをさしあたり問わないとすれば)、原価法あるいは低価法の投

資成果凍結論に対する決定的な批判というよりは、原価法あるいは低価法の投資成果凍結論を、持分証券所持者への成果配分という見地からだけでなく、より広範な資金拠出者へのマクロ経済次元での所得配分という見地からも、位置づけをおすことを促す反面教師として受け止める方が生産的であると思われる。」(注4)

更にその拡張は債権者にも及んでいる。

「資産の保有利得はすべて持分証券所有者に帰属するとの予断のもとに、その帰属の仕方を論じることが不適切といえるいまひとつの典型例は、保有利得が生じる資産の一部または全部が借入資本によって賄われている場合である。」(注5)

つまり、醍醐は、原価法あるいは低価法の投資成果凍結論の議論がいわゆる有価証券保有者における成果配分の必要性だけでなく、それよりも広いマクロ経済を対象として、広範な資金拠出者一般及び債権者を含めた成果配分の議論をしているのである。成果配分の議論を根拠に、取引銀行株のような処分に制約が加わっている有価証券を除く一時所有の市場性ある有価証券については「分配適状利益論」を乗り越えて保有利得計上の途が開かれていると考えられている。

しかし、保有利得を自由に分配可能利益に実現できるという自由裁量性が企業にあることの問題点と、保有利得の計上の必然性とは直接結びつく議論ではない。一般には、企業が自由に保有利得を実現できるからといって、そのことが直ちに、保有利得を含む有価証券が分配可能な条件を満たしたからといってその保有利得を計上すべきである、ということにはならないのである。醍醐がこれらを結び付けていられるのは、所得配分の適正性の達成ということが前提にあるからである。すなわち、所得配分の適正性のために、保有利得の実現の自由裁量と、保有利得の計上とを結びつけていることを指摘したが、企業が自由に保有利得を実現するために利益平準化政策等がとられたりする現行の問題と、投資成果を投資資金拠出者に還元すべきであるという所得配分の議論からでてくる分配利益の問題と

は次元を異にするものである。それぞれ別の体系で議論されるべき問題である。

つまり、保有利得の認識を可能にする枠組みが欠けており、不公正な所得配分を是正するために必要であるから実現可能性基準を導入すべきであるとしているにすぎないと思われる。それに対して、これに経済学的意味づけを行おうと試みているのがエドワーズ＝ベルであると思われる。そこで、エドワーズ＝ベルの試みを検討して、保有利得の認識の妥当性を考察していくことにする。

II. エドワーズ＝ベルにおける、経済学上の利益の導入の仕方

1. エドワーズ＝ベルにおけるみつつのコンヴェンション

エドワーズ＝ベルは『意思決定と利潤計算』の中で会計の基本目的について次のように述べている。

「会計の基本的な目的は、ある事業単位について、一定時間におけるその努力（原価）、その成果（収益）およびその成功度（差額）、ならびに、ある特定時点におけるその状態（その事業単位がもっているものと負っているもの）を測定することである。」（注6）

これらの基本目的が理想的に達成され、信憑性のある会計報告を得るためには、貨幣単位、原価と価値との一致、确实性の三仮定が必要であるとしている。第一の貨幣単位の仮定とは企業活動を貨幣額によって測定でき、貨幣価値が安定しているため、貨幣額は価値の尺度として用いられることができるという仮定である。第二の原価と価値との一致とは、借入もしくは生産されたものの原価は市場価値に等しいと仮定されなければならないというものである。すなわち、設備資産等の現在の市場価値と、それが提供する用役の価値は、その資産の取得原価から誘導しうることを意味している。したがって、原価配分によって算定される費用は現在の市場価値が反映されており、原価基準による記録は現在の市場価値に基づいているこ

とになるのである。第三の确实性の仮定とは、企業は未来を确实に知りうるという仮定である。すなわち、原価や収益を現在、過去、未来に确实に配分できるとしている。したがって、減価償却なども適確にできるとしている。この三仮定はいわゆる理想的な定常状態を示す要件である。本来はこれらを前提としてはじめて信憑性のある会計報告ができるとしている。つまり、いわば経済学上の利益を算定する条件といえるものである。

しかし、現実にはこのような三仮定が成立しないため、会計報告の信憑性について限定をつけるみつつのコンヴェンション、すなわち、貨幣、実現、会計期間を会計では採用しているとしている。第一の貨幣のコンヴェンションとは、貨幣購買力の安定性を仮定するのではなく、単に貨幣額で測定可能なものだけを測定するということである。したがって、会計報告における利益は貨幣価値変動の影響を受けているのである。第二の実現のコンヴェンションは原価と価値が一致するという仮定の代わりに、販売だけを基準にして利益を認識するということである。したがって、伝統的な販売基準を採用しているため、生産や保有によって価値が増加すること、それを認識・測定することはなかったのである。第三の会計期間のコンヴェンションは会計報告の确实性を仮定することはできないため、会計期間を設定している。したがって、原価償却や引当金等を導入するため、会計担当者の判断の恣意性が介入せざるを得ないのである。以上のみつつのコンヴェンションをみると、特に二番目の実現のコンヴェンションがあるために、保有利得・損失が生じても、その変動ごとに認識することはないという制約を会計は負うことになる。そこで、この制約をある程度克服しようとして、まず、経済学上の利益概念を検討して、経済学上の利益概念と会計学上の利益概念を比較して経済学上の利益の意義を確認し、経済学上の利益概念を導入する試みをエドワーズ＝ベルは行なっているのである。

2. エドワーズ＝ベルにおけるみつつの貨幣利潤

エドワーズ＝ベルは会計学に経済学上の利益概念の導入するにあつ

て、みっつの貨幣利潤概念を用いている。それは、主観利潤、実現可能利潤、経営利潤である。まず、経済学上の利益概念である主観利潤を示し、次に、それを測定可能な形にした実現可能利潤を示し、更に改善を加えた経営利潤を導入して、それらを比較している。主観利潤については測定数値が主観的なものであるため否定した上で、次に測定可能なものとして実現可能利潤と経営利潤とを取り上げ、そして、両者について実現可能性基準と実現基準という認識基準の差異が、結局、販売価値もしくは売却価値（出張価格）と購入価値（入帳価格）という測定基準の差異となって現れることを指摘している。

まず、第一番目の主観利潤は経済学上の利益概念である。そこでは Hicks の所得の定義が用いられている。すなわち、「ある人の所得は、彼がその週の間消費することができ、しかも週末において週初と同じ裕福さであると期待することができるころのものである。」（注7）という経済学上の利益概念を前提にしている。したがって、経営者は現存する資産を利用するにあたり利潤最大化を図るように企業の資産、経済的資源を組み合わせる、ということが想定されている。ここで計算される利益とは、企業の資産から得られる、経営者の主観的な見通しに基づく次期以降の期待収益を、予測利子率で割引いた現在割引価値である。しかし、この主観利潤では期待収益も割引率もあくまでも主観的なものであるために、客観的な測定は不可能である（注8）。

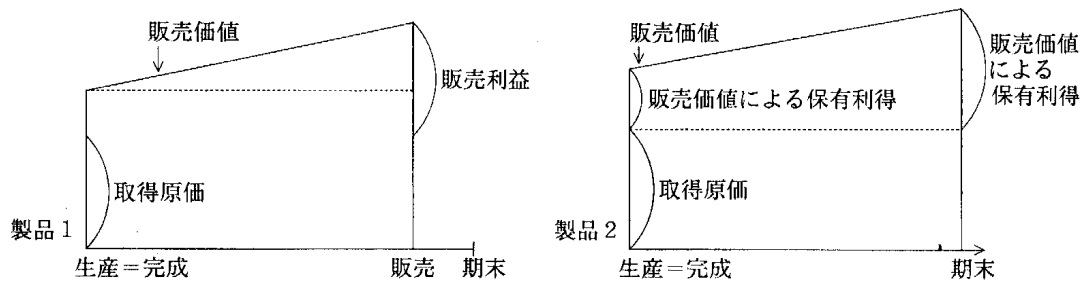
そこで、エドワード＝ベルは、主観利潤を測定可能なものとして、実現可能利潤を導入している（注9）。それは主観利潤の発想に測定可能な市場価値、ただし、ここでは販売価値もしくは売却価値を導入したものであるが、これは資産を企業外部に売却した場合に実現する最高額である。そして、保有資産についてこの実現可能な売却価値を考えることは、経済的資源が有する複数の用途のうち断念した収益を考えることになるのである。その意味で実現可能利潤は機会原価を採用している。すなわち、機会原価とは、経済学においては交換では放棄されるものの価値であり、生産

では現存の生産物を選択したために放棄された生産物の価値であるからである(注10)。

また、エドワード＝ベルは、実現可能利潤においても、この次に述べる経営利潤においても、経営者が行った意思決定の結果としての行動を、生産行動と保有行動とに分けている。そして、それに対応して、経営意思決定に役立つためにも、操業利潤(operating profit)と資本利得とに分離して認識することを主張している(注11)。そのとき、生産についてはエドワード＝ベルは生産にかかる時間はゼロであるという仮定を設け、生産による利益である操業利潤と時の経過に基づく利益である保有利得とを理論上分けることができるとしている。この仮定は、エドワーズ＝ベルが会計学上の利益において設定されている実現のコンヴェンションを、克服もしくは修正しようとするところみであると思われる。販売においてのみ収益を認識しようとするのではなく、せめて、保有利得についてはいわば経済学上の利益における原価と価値の一致の仮定を成立せしめ、経済学上の利益の導入を試みているのではないのかと思われる。

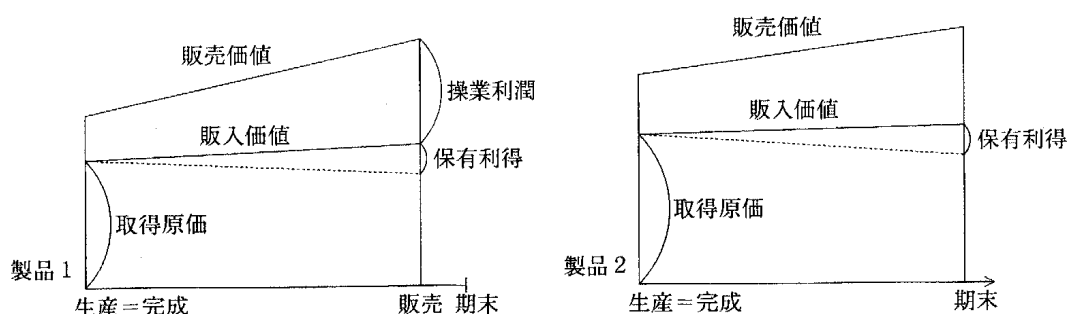
このようにエドワーズ＝ベルは経営者の活動のなかを分別しているが、実現可能利潤では生産とそれに続く販売における価値の増加についても、時の経過に伴う保有資産の価格上昇についても、機会原価に基づく実現可能基準により利益を認識しようとするものである(注12)。ただし、生産にかかる時間はゼロとしているので、原材料を仕入れても瞬時のうちに完成品となる。したがって、保有中の資産について機会原価を用いることは保有中において断念された収益である販売価値もしくは売却価値によって保有資産の価格上昇分を認識することにより、測定は、生産・保有に関する資産の販売価値、つまり出帳価格立場から捉えることになる。例えば二製品を生産している企業について考えると(図1)、期中に販売された製品1については、生産時間ゼロの仮定のため生産と同時に完成し、直ちに原材料と製品との販売価値(ともに生産時点における販売価値)の差を計上し、販売時点で販売時点までの製品の販売価値の増加を計上する。

一方、期末に保有している製品 2 については同様に原材料と製品との販売価値の差を計上し、期末時点で製品の販売価値の増加を計上する。以上見てきたように、主観利益も実現可能利潤も機会原価という点では共通性を有するが、測定可能性の有無の点で異なるのである。



それらに対して、第三番目にあげられている経営利潤は購入価値（ここでは、再調達原価を意味する）の立場に立っている。この購入価値の立場とは、生産による利益については販売まで認識しないというものであり、生産については実現基準を適用し、一方、保有については実現可能基準を適用しようとするものである。したがって、生産については、生産時間ゼロという仮定を設けたとしても、製品が販売されるまで操業利潤は認識されないため、その意味では従来の実現基準を採用している伝統的な会計と同じである。しかし、保有については従来の実現基準を採用している伝統的な会計と異なり、実現された保有利益だけを認識するのではなく、いわゆる未実現損益とされてきた保有資産について、実現可能基準を適用しているのである。実現可能利潤の設例を用いると(図 2)、製品 1 については原材料の仕入れて完成した時点では何も認識せず、まず、原材料の購入価値の増加分である保有利益販売時点で製品の販売価値を認識し、次に原材料の購入価値（ただし、販売時点での購入価値）との差である操業利潤を認識する。一方、期末時点でまだ販売されていない製品 2 については期末時点で期末までの原材料の購入価値増加分を認識する。したがって、製品 2 のように会計期間を跨ぐ製品は、販売時点では予め保有利益が認識されているので操業利潤のみを認識することになるのである。すなわち、経営

利潤と実現可能利潤との差は、認識時点が同じであるとする、企業の経済活動全般に関し、測定に適用する現在の価値に関して購入価値を用いるか、あるいは販売価値を用いるかという点で異なっているのである。



以上見てきたように、かれらはみつつ貨幣利潤を用いて、経済学上の利潤概念を導入しているのであるが、この三つのうち、かれらの主張は経営利潤という利潤概念である。それは、エドワーズ＝ベルが企業業績の判断や経営者の自身の意思決定にとって、企業の経済活動における長期的な資産の使用の継続といった企業業績のほうが、保有資産の売却といった短期的な利益等より重要であると考えて、実現可能利潤よりも経営利潤のほうが、企業業績を保有利益から分類して操作利潤として捉えることができる点に注目しているからであると思われる。

エドワーズ＝ベルが主張している経営利潤とは、上記のように生産に関しては実現基準を適用して利益を計上するが、保有資産については購入価格に基づく時価で評価して、実現可能基準により収益を計上するものである。この経営利潤を主張することにより、伝統的な取得原価主義会計では認識しなかった保有利益を認識する再調達原価主義会計を主張しているのである。この未実現の保有損益である保有利益をかれらは原価節約説によって以下のように説明している(注13)。保有資産のカレント原価の増加は、原価節約 (cost saving) を意味している。ある企業が会計期間の初め頃に、ある資産を取得し、それを生産し販売する以前に、ある保有期間だけこの資産を保有する、その保有期間中に当該資産の価値が上昇したとすると、生産に投下されたインプットに対して支払うべき原価が節約された

とかれらは解釈している。すなわち、ある原材料を購入するのかそれとも他のにするのかという代替案を採択する上で、この原価節約は意味を持つのである。

経営利潤においては保有利得を購入価値面での機会原価であると解釈しているのであるが、これが機会原価であるかどうかについては議論が分れている。そこで、会計学上の利益概念において機会原価的発想の原価節約という考えを導入している経営利潤に対する批判を検討していくことにする。

III. 保有利得認識可能な経営利潤への批判

1. 機会原価導入への批判

エドワーズ＝ベルの経営利潤への批判は大別すると、本来の意味での機会原価の導入であるのかというものと、購入価値に対するものがある。まず、機会原価について取り上げる。保有利得を原価節約や解釈することは機会原価の発想である。この機会原価に対しては、ふたつの批判がある。

第一の批判は、保有利得を原価節約であると解釈したとしても、この原価節約は資産保有に関する最善の意思決定との比較に基づいて算定されたものではないという批判である。経営者による保有活動に関する意思決定を評価するためには、経営者がとることができる最善の意思決定と実際の意思決定との比較がなされるので、再調達原価会計では経営者による保有活動に関する意思決定を評価するのに有用ではないという批判であるがなされている。

そこで、会計学への機会原価の導入に対して厳しい批判をおこなっているサミュエルソンの批判に耳を傾けることにする。サミュエルソンは次のような説例を設定している。ある商品を1月1日に100ドルで購入し、2月15日に175ドルで販売した場合、1月31日と2月15日の再調達原価がそれぞれ120ドル、130ドルであったとする。すると、1月31日に原価節約として

認識される保有利得が20ドルであり、その後、2月15日までに認識される保有利得は10ドルであり、合計すると30ドルの保有利得となるとする。この保有利得について次のように批判している。

「30ドルの原価節約は、1月1日ではなく、2月15日に購入するとの代替案の選択に基づいている。より好ましい代替案の選択が存在し、例えば1月5日に購入すると95ドルにすぎないというような代替案の選択と比較した場合には、1月1日に購入する意思決定は次善のものとなる。それでは、なぜ30ドルの保有利得ではなく、5ドルの保有損失を経営者の意思決定の結果としていないのか。

一組の代替的意思決定が与えられた場合に、実際になされた意思決定と比較するのにふさわしい意思決定とは、事後的に最適な意思決定である。このことは、経営者がどのように業務を遂行したかに関して意味のある情報を与える。しかし、われわれがみてきたように、保有利得の測定には偶然最適であるにすぎない代替案が選ばれている。」(注14)

すなわち、機会原理の発想を取入れて保有利得を原価節約と解釈したとしても、再調達原価主義会計では、機会原価本来の最善の意思決定との比較ができないのである(注15)。保有利得を認識した時点が最善であるという保障がないため、原価節約とはあくまでも保有利得認識時点における偶然的価格と、仕入時点での価格とを比較して得られた差額にすぎないのである。したがって、原価節約とは最善の意思決定との比較を行うという本来の機会原価ではないのである。その意味では、保有利得を原価節約と解釈することによって、経営利潤の中に保有利得を導入したエドワーズ=ベルの試みの限界を指摘している。

第二に、原価節約は資産保有に関して実行不可能な意思決定との比較に基づいているという批判がなされている。すなわち、保有利得を原価節約と解釈すると、実行できない意思決定との比較に基づいて保有利得が算定されると批判しているのである。サミュエルソンは次のように述べている。

「資産を購入できたであろう最も間近な日を選んで原価節約を測定する

ことができるということは、なんらかの資産の保有の代替案として、資源が必要とされる直前に企業がすべての資源を取得できるということの意味している。このことは、商品、原材料、機械設置のストックを繰返す必要性を取除いてしまう。この仮定は明らかに現実を否定している。

それは実行不可能な行動コースに基づく業績評価をもたらす。」(注16) 保有利得を原価節約として解釈したとしても、原価節約額を測定するにあたり、資源がいつでも取得できるとすることは、企業では常に在庫を抱えているという現実を無視することになるのである。したがって、原価節約額の測定において企業の現実を無視しているという批判がなされるのである。

同時に、ローゼンフィールドも保有利得を仮定法的損益と性格づけて、これを批判している。まず、仮定法的損益を次のように定義している。

「仮定法的損益とは、ある時点における、ある対象についての測定可能な属性の金額と、もし過去の事象がそのようなものと違っていた場合に、それと同じ時点におけるその対象に関する測定可能な属性が有するはずの金額との差額である。」(注17)

このように仮定法的損益を定義づけた上で、原価節約は仮定法的損益であるとし、原価節約を次のように批判している。

「再調達原価主義のもとでの純利益の構成要素として報告される仮定法的損益は、企業がとった行動の結果と企業がとらなかったひとつの行動との差額である。企業がとらなかった行動とは、資産の利用または販売の時点まで資産の購入を繰延べる行動である。とられなかったこの行動は、仮定法的損益の基礎を形成する、とられなかった多くの他の行動と同程度に重要でないものである。ほとんどの営業活動において、とくに製造業や絶えず選択する必要がある商業において、それは実行不可能な行動である。これらの営業活動において再調達原価主義のもとで報告される仮定法的損益は、実行不可能な行動の結果との比較であるので、それはいかなる目的にも適合しないのである。」(注18)

このように保有利得を原価節約とみなした場合、仮定法的損益では販売時点で利益を操業利潤と保有利得とに二分割すると、販売時点において保有利得を認識することは販売時点まで資産の購入を繰延べることを想定していることになる。これは、現実と異なると批判しているのである。すなわち、実際には比較できないものと比較していると批判しているのである。これらの批判は、会計に、特にいわゆる財務会計に、機会原価という発想が導入された場合には本来の意味とは大きく掛け離れたものになっていることを示している。それに対して、いわゆる管理会計においては意思決定および業績評価において、例えばデムスキーに見られるように、最適計画案 (Ex-ante プログラム) と修正計画 (Ex-post プログラム) における獲得可能利益差額、および修正計画の獲得可能利益と実現利益との差額に利益を二分して、前者を予測差異、後者を機会原価とする考え方もある。したがって、いわゆる財務会計においては機会原価を本来の意味で購入するには限界があると思われる。

2. 購入価値への批判

ここでとりあげるのは、機会原価の発想の購入価値ではなく、あくまでも販売価値に適用すべきであるという批判である。このことに関しては、時価主義会計、特にカレント原価会計に対して最近鋭い指摘をされている田中教授の主張をここで取上げることにする(以下、敬称略)。田中は論文「画餅のカレント・コスト会計論」において時価主義会計を次のように批判している。ここにおいては、カレント原価情報が実際に企業内部で利用されていないこと、エドワーズ＝ベルが保有利得を「原価節約説」と解釈することへの疑問、仕入価格の変動と利益の二分割、販売価格の変動と保有損益等からカレント原価会計が批判している。一方、後に発表された「時価主義会計論の批判的検討」においては、時価が約束された価格ではないことを批判している。

このような批判において、保有利得に関連して、田中は取得後に販売価

格が上昇したケースを取上げて次のように説明している。

「販売価格が上昇したケースである。価格変動による損益を分離しようとするなら、(中略)『きのう売っていた800円($g + f$)でしか売れなかった商品を今日売ったら900円($g + f + e$)で売れた。売価が上昇したので100円(e)多く稼得した』というべきではないだろうか。このように純粋に売価が上昇した分を保有利得とすれば、これはわれわれの『利益(もうけ)』に対する生活感覚とも一致する。」(注19注の図を見ていただきたい)

この引用において田中は、保有利得について純粋に販売価格の上昇であるならば理解できると述べている。

その上で逆に仕入価格の下落にした場合については次のように述べている。

「カレント・コストを使って分離した操業利益と保有利益はどのように解釈すべきであろうか。仮に、ここで測定された保有損失が、『使用(販売)するよりも先に(高い価格で)取得したことに起因するもので、使用時点で調達していれば支出せずに済んだ原価』といった意味で損失であるとするのが正しいとしよう。ではなぜ、仕入活動が失敗(保有損失の発生)すれば操業活動が成功(操業利益の増加)するのか。保有活動に失敗すればするほど操業利益が増加するというのは何とも奇怪な話である。」(注20)

この引用から分るように、仕入価格の上昇から生じる保有損益は生活感覚から理解できないとしている。つまり、保有利得を認識するに当り、仕入価格ではなく販売価格の上昇として捉えることについては支持しているように思われる。

このことは、仕入価格と販売価格とがパラレルに変動する場合について、次のように述べていることから分る。ただし、仕入時点での仕入価格と販売価格との差を($m + 1$)、保有期間中における、仕入価格の上昇分を(m)、販売価格の上昇分を(k)としている。しかも仕入価格の上昇分(m)

と販売価格の上昇分 (k) とは同額である場合を想定している。

「こうしたケースを前提にすれば、仕入価格の上昇分として把握した保有利得 (カレント・コスト会計) と売価上昇分として把握した保有利得は金額的に一致するのである ($m = k$)。操業利益は第五図において、 $1 + m$ とするべきであるがカレント・コスト会計では $1 + k$ として測定する。ただし $n + k$ {これは $m + k$ の誤りであろう、山下注} であるため結果的には報告する操業利益は同じ額となる。スプラウスとムーニッツが『究極的な実現利益が合理的に保証される』と主張するときの究極的な実現利益 (操業利益) とは、 $1 + k$ を指すことになるが、正しくはこれと同額の $1 + m$ でなければならない。」(注21)

すなわち、田中は操業利益を $1 + m$ 、仕入時点での仕入価格と販売価格との差として捉えている、したがって、残りの k の部分を保有利得として捉えているように思われる。

上記のように、田中は保有利得を仕入価格の上昇分としてではなく販売価格の上昇分として捉えているように思われるが、この発想は経済学の機会原価に通じているのではないのか。すなわち、機会原価とは経済的資源が持つ複数の用途のうち、いずれか一方を排除した結果断念された収益である。経済的資源を評価するにあたっては、その経済的資源を購入する場合の入帳価格面と、その経済的資源を利用して得られる出帳価格面とがあるが、田中は保有利得を販売価格の上昇分として捉えているのである。その意味において田中の原価節約説に対する批判は、機会原価を会計学上の利益に導入することの難しさを示すものであるが、エドワーズ＝ベルの経営利潤の直接的批判とはなっていないと言えよう。

V. 結 論

本稿では、まず有価証券時価評価論を取り上げ、その論拠の欠如を指摘した上で、エドワーズ＝ベルの三つの貨幣利潤を取り上げた。そして、エ

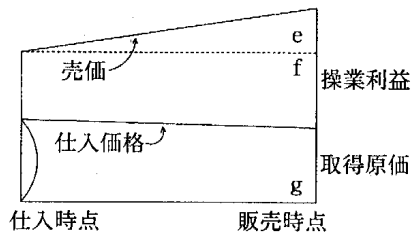
ドワーズ＝ベルが主張する経営利潤に対する批判として、機会原価に対するものと、販売価値に対するものに対するものとをみてきた。販売価値に対するものは、解決の余地があると考えられるが、機会原価に対するものは上記したように適切なものも含まれていると考えられる。ただし、有価証券のように販売価格と購入価格とが一致している場合には別の議論が成立すると思われる（注22）。

機会原価に対する批判はエドワーズ＝ベルが機会原価の発想を導入して購入価値により保有利得を説明しようとした点についての批判である。そこでの批判は経済学上の機会原価とエドワーズ＝ベルの原価節約説とがあまりにも異なることを批判したものであり、この意味においてエドワーズ＝ベルは経済学上の利益概念を導入することに失敗したと言わざるを得ないであろう。少なくともいわゆる財務会計において投下資本運動を前提にする以上、経済学上の機会原価のようなものは、もともと確実性下のものであり、同時に販売価値の側面をもつものであるため、会計に導入できないと言わざるを得ないであろう。しかし、企業における利益を生産と時間とに分けた点は会計における利益の認識において大きな意義を持つであろう。ただし、上記のように、保有利得に機会原価の意味を持たせて、保有利得を会計に導入しようとするならば、かなり限られたものになるのであろう。今回は、機会原価という観点から保有利得を考察したが、今後は時間を重視する会計の全体の枠組みから保有利得の認識の位置付けを探っていきたい。すなわち、会計ではシュマーレンバッハにより動的貸借対照表論で時間が導入されたが、そこでの時間とは期間配分でしかなく、不十分なものであった。そこで、今日では新金融商品の台頭に代表されるように、発生主義会計の理念に基づいて時間の概念を会計に積極的に導入しようとする動きがある。そのような会計の枠組みにおいては時間の経過による価値である保有利得は中心になるとと思われるからである。

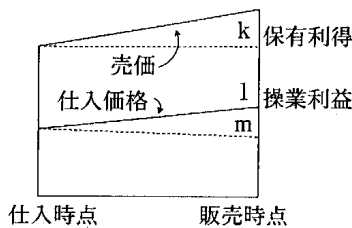
引用・参考文献

- 1) 醍醐 聰『日本の企業会計』東京大学出版会、1990年、p26-30.
- 2) 醍醐 聰「可処分利益への有価証券保有利得の算入」会計 1988. 9. p97-98.
- 3) 上掲論文 p98.
- 4) 上掲論文 p93.
- 5) 上掲論文 p94.
- 6) E. O. Edwards & P. W. Bell, The Theory and Measurement of Business Income, 1961. E. O. エドワーズ／P. W. ベル著『意思決定と利潤計算』中西寅雄監訳、伏見多美雄、藤森三男訳編、1964年、p5.
- 7) Hicks, J. R., Value and Capital, 1943, p176.
- 8) AAA の1964年概念および基準研究委員会は経済学上の利益について次のように述べている。American Accounting Association, The Realization Concepts, 1964 Concepts and Standards Research Study Committee--The Realization Concepts, Accounting Review, April 1965. pp. 313-314.
「実現概念は所得の測定プロセスにおいて不可欠な部分である。経済学の見解にたつと、その主流意見は、所得を富の向上とみている。この見解に立脚して私企業に焦点を当てると、一定期間の所得は、期首における企業の将来見通しを減じることなく一定期間の間にその所有者に分配できる富の価額である、と表わせる。このような概念を操作的なものにするためには、期首と期末とにおける企業の測定に関して適切に定義された規則がなければならない。すなわち、企業の期待純キャッシュ・フローの割引価値を測定することを求めている。このような測定は、将来キャッシュ・フローの金額とタイミングとに関する、現時点での測定者の見通しに依存しており、また、採用する割引率の適切性にも依存しているため、極めて主観的なものにならないのである。」
- 9) ただし、事前概念 (ex-ante) と事後概念 (ex-post) との差異を踏まえている。
- 10) 諸井勝之助「Opportunity Cost について—その会計学的性格と経済学的性格—」『会計』1953, 7.
- 11) E. O. Edwards & P. W. Bell, The Theory and Measurement of Business Income, 1961. E. O. エドワーズ／P. W. ベル著『意思決定と利潤計算』中西寅雄監訳、伏見多美雄、藤森三男訳編、1964年、p59.
- 12) 前掲訳書 p83.
- 13) 上掲訳書 p93.
- 14) Samuelson, R. A., Should Replacement-Cost Change Be Included in Income?, the Accounting Review, April 1980, p258.
- 15) Rosenfield, P., Reporting Subjunctive Gains and Losses, the Accounting Review, October 1969, p796.
- 16) Samuelson, R. A., op. cit. p258.

- 17) Rosenfield, P., op. cit. p789.
 18) Ibid., p796.
 19) 田中 弘「画餅のカレント・コスト会計論」『産業経理』Vol. 47. No. 2. 1988年、p55.



- 20) 上掲論文 p.53.
 21) 上掲論文 p.55.



- 22) 有価証券等の「派遣分」については生産過程を持つ資産と別に議論すべきである。笠井昭次「資産分類論の再構成－3分類論への道程」『税経セミナー』1992, 4-6.

American Accounting Association, The Realization Concepts, 1964 Concepts and Standards Research Study Committee--The Realization Concepts, *Accounting Review*, April 1965.

David F. Drake and Nicholas Dopuch, On the Case for Dichotomizing Income, *Journal of Accounting Research*, Autumn 1965.

Joel S. Demski, An Accounting System, Structured on a Linear Programming Model, *Accounting Review*, October, 1967.

E. O. Edwards & P. W. Bell, The Theory and Measurement of Business Income, 1961.

Financial Accounting Standards Board, Elements of Financial Statement, Statement of Financial Accounting Concepts. No. 6, 1985.

Lawrance Revsine, Replacement Cost Accounting, 1973.

Rosenfield, P., Reporting Subjunctive Gains and Losses, *Accounting Review*, October 1969.

Prem Prakash and Shyam Sunder, The Case Against Separation of Current Operating Profit and Holding Gain, *Accounting Review*, January 1979.

Samuelson, R. A., Should Replacement-Cost Change Be Included in

Income?. *Accounting Review*, April 1969.

Snavely, H. J., Current Cost for Long-lived Assets; A Critical View, *Accounting Review*, April 1969.

Windal, The Concept of Realization and its Application in Accounting, 1959.

新井清光「先物・オプション取引等に関する会計基準の形成について」『企業会計』1990, 8.

斎藤静樹「実現基準と原価評価の再検討」『会計』1991, 2.

田中 建『オノバランス取引の会計』1991.

田中 弘「画餅のカレント・コスト会計論」『産業経理』1988, 2.

田中 弘「時価主義会計論の批判的検討」『JICPA ジャーナル』1991, 12.

醍醐 聡「購買力概念による保有損益の一元的説明」『会計』1992, 9.

森田哲彌「企業会計原則における収益（利益）認識基準の再検討—実現主義の観点から」『企業会計』1990, 1.